

公 示

第五管区海上保安本部長公示第 12 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 8 年 4 月 23 日

第五管区海上保安本部長

楢本 浩 司（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
 - （1）名 称 国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所
 - （2）住 所 大阪府枚方市新町 2 丁目 2 番 10 号

- 2 水路測量を実施する区域及び期間
 - （1）区 域 阪神港大阪区第 6 区
（大阪府大阪市此花区西島地先）
（別添付図のとおり）
 - （2）期 間 令和 8 年 6 月 1 日から
令和 8 年 8 月 31 日までの内 3 日間

- 3 水路測量の実施方法
GNSS による測位及び音響測深機による測深を実施する。

- 4 航行船舶に対する安全措置
水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識を掲揚する。

付 図



 : 測量区域

海上保安庁(JCG)、(C) Esri Japan

出典: 海洋状況表示システム
(<https://www.msil.go.jp/>)